

募集

88クリーンウォーク四国

「88クリーンウォーク」とは、早朝1時間程度、希望のコースを歩きながら清掃し、みんなで道路を快適に利用していくというものです。
日時 平成17年8月8日(月)6時から1時間程度(警報が出た場合は8月22日に延期)
コース

☆自由コース あなたの近くの道を早朝3km程度歩きながら清掃
 ☆モデルコース *道の駅コース：四国内の道の駅周辺(道路)

*小中学校コース：参加校が決めるコース(学校単位での申し込みが必要)
 その他 清掃用具は各自で用意。自由コースのゴミ処理は各自で行う。

申込等 ハガキまたはファックスかeメールで、郵便番号、住所、参加者全員の氏名、電話番号、自由コース(道路名または住所)・モデルコース(コース名と集合場所)を明記し、〒760-8554 高松市福岡町4丁目26の32 国土交通省四国地方整備局「88クリーンウォーク四国」事務局まで送付
☎ ファックス共に0871-821-3510
e-mail 88walk@skr.mlit.go.jp
締切り 7月25日(月)必着

平成17年度在職者訓練(第二種電気工事士技能試験講習)受講者

内容 第二種電気工事士技能試験に関すること
受講者 在職者で電気関係に興味のある方(第二種電気工事士技能試験受験者等)
定員 20人(定員になり次第締切り)
期間 平成17年7月16日(土)17日(日)
時間 16日は13時~17時、17日は8時30分~17時30分
費用 受講料・材料費無料(テキストは各自購入)
申込・受講場所 宇和島市柿原前ノ前1712 愛媛県立宇和島高等技術専門学校 ☎22-3410

催し

不妊相談

愛媛県健康増進センターでは不妊に対する様々な悩みや不安の相談を受け付けています。一人で悩んでいないで、相談してみませんか?

日時 毎週水曜日9時~16時
担当 保健師等
面接相談(予約制、要電話)
日時 第1・3土曜日10時~13時
場所 健康増進センター(松山市) 3F女性の健康相談室
担当 医師
予約受付時間 月~土曜日の13時~16時
相談専用ダイヤル 089-998-7117

その他 相談は無料で秘密は固く守られます。

愛媛県難病相談・支援センター

平成17年6月から、県庁健康増進課に難病相談支援員を配置し、難病患者やご家族からの療養上の悩みや不安(生活、就労、福祉面等)に関する相談を受け付けています。患者交流会も行っていますので、是非ご参加ください。
電話相談受付時間 月、水曜日10時~16時(12時~13時を除く) 金曜日10時~12時
相談ダイヤル ☎089-912-2495(祝・祭日・年末・年始除く)
患者交流会 月4回(毎週金曜日)13時~16時 健康増進センター3階相談室(松山市)

遺伝相談

宇和島保健所では「遺伝のことについて相談したい」「遺伝性疾患について知りたい」「疾患を持つ子どもの発達に、どのような関わりが必要なのか」等の相談を受け付けています。
内容 専門の医師による個別相談 専門医・愛媛大学教育学部教授 長尾 秀夫
日時 平成17年6月21日(火)10時~12時、平成17年8月23日(火)13時~15時、平成17年10月18日(火)10時~12時、平成18年2月14日(火)10時~12時*日程が変更になることがあります。申し込みは予約制
場所 宇和島保健所

申込・問合せ 宇和島市天神町7-1 宇和島保健所 難病・母子保健係 ☎22-5211(内線260)

エイズ相談

宇和島保健所では、定期エイズ相談を実施しています。6月からは当日に検査結果をお知らせすることができるようになりました。
相談時間 毎週火曜日10時30分~11時30分
相談場所 宇和島保健所(宇和島地方局 1階右側奥にて受付)
その他 匿名で行いますので個人の秘密は厳守されます。
問合せ 宇和島市天神町7-1 宇和島保健所 感染症対策係 ☎22-5211(内線257、258)

その他

「ご存知ですか?」障害者雇用継続助成金

採用後に労働災害、交通事故等で障害者となった方を継続雇用するために施設または設備の設置・整備等、職場に適応するための必要な措置を行う場合に、その費用の一部を助成する制度です。該当する事業主の方はご連絡ください。
問合せ (社)愛媛県障害者雇用促進協会 ☎089-931-7131

不適正な取引行為が禁止されま

●規制の内容

愛媛県消費生活条例では、消費者契約の適正化を図るため、事業者による次の①~⑦の行為を「不適正な取引行為」として平成17年7月1日より禁止しました。指導致、違反事業者に対して、指導または勧告(従わない場合は事業者の氏名等を公表)することができるとともに、被害防止のために緊急の必要があるときは、事業者の氏名等を消費者に周知することとしています。

●不適正な取引行為の内容

- ① 契約勧誘における情報提供が不適正な行為
- ② 契約勧誘の方法が不適正な行為
- ③ 契約内容に関する不適正な行為
- ④ 消費者の債務履行に際しての不適正な行為
- ⑤ 事業者の債務履行に際しての不適正な行為
- ⑥ 契約解除に際しての不適正な行為
- ⑦ 消費者信用取引における不適正な行為

●詳しい内容について

愛媛県のホームページ <http://www.pref.ehime.jp/> の「くらし・防災」→「消費・家庭生活」の「愛媛県消費生活条例で禁止する不適正な取引行為について」をご覧ください。
問合せ 愛媛県県民環境部管理局県民生活課消費生活係 ☎089-912-2336